

## 児童手当現況届の提出をお願いします

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうか、確認するためのものです。

対象者には6月初旬以降にお知らせを送付しますので、必要書類を添付のうえ、提出してください。

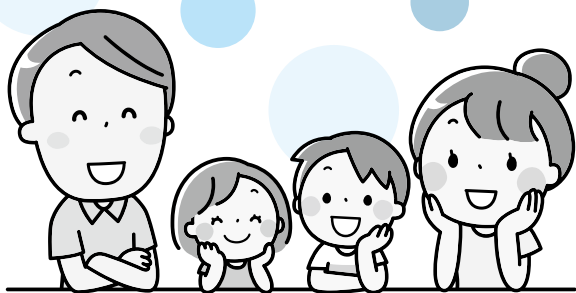
### ▶ 必要な提出書類

- 児童手当特例給付現況届
  - お子さんと別居している方は「別居監護申立書」
- ※状況により必要な提出書類が異なります。

### ▶ 届出先

子育て支援課（公務員の方は勤務先になります）  
手当の詳細は、町ホームページをご覧ください。

問 子育て支援課 ☎内線305



## 行政相談委員が委嘱されました

次の方が総務大臣より、行政相談委員に委嘱されました。行政相談委員は、国の行政機関等の業務に関する相談に応じて、相談者に必要な助言や関係機関にその苦情等を通知するなどその解決の促進をお手伝いします。

成瀬 秀樹 氏（再任・北本町）  
澤野 重春 氏（再任・国府新宿）

- 相談は、次の場所でお受けしています。
- 場所：福祉センターさざれ石  
日時：毎月第2木曜日13時から16時まで（予約制）

問 町民課  
☎内線237



## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 （ひとり親世帯）について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行なう観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

なお、ひとり親世帯以外の低所得子育て世帯に対しては、今後改めてご案内します。

▶ 対象 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童（法令で定める程度の障害のある場合は20歳未満まで）を監護する方のうち、次のいずれかに該当される方。

- (1) 公的年金等（遺族年金、障がい年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

▶ 給付額 児童1人当たり一律50,000円

▶ 手続き 受給には申請が必要です。  
詳細は町ホームページをご覧ください。

問 厚生労働省コールセンター ☎0120 (400) 903  
受付時間 平日9時～18時（土、日、祝日を除く）  
子育て支援課 ☎内線306

## 私立高等学校等 就学支援補助金制度について

経済的理由により私立高等学校等への就学が困難な方、また就学の継続が困難な方に対して就学を奨励する補助金を支給します。

### ▶ 支給要件

- ・生徒と保護者が共に町内に住民登録されている方
- ・県内の私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学していること
- ・学資の支弁が困難と認められる方 など

### ▶ 支給額

授業料への補助金 最高年額60,000円  
（就学支援補助金の支給額は、国の補助である高等学校等就学支援金と神奈川県補助である私立高等学校等生徒学費補助金の合計から実費授業料を差し引いた額）

※その他詳細は、町ホームページをご覧ください。

問 学校教育課 ☎内線322